

4月から「＜東京版＞環境減税」を開始しました。

東京都では、低炭素型都市の実現に向け、自主的な省エネ努力へのインセンティブとして、独自に、中小企業者向け省エネ促進税制と次世代自動車の導入促進税制の2つの環境減税を開始しました。

1 中小企業者向け省エネ促進税制 (法人事業税・個人事業税の減免)

◆ 目的

中小企業者が、地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援します。

◆ 手法

法人事業税・個人事業税の減免

◆ 対象者

「地球温暖化対策報告書」*等を提出した中小企業者**

* 総量削減義務の対象とならない中小規模事業所ごとにCO₂排出量や対策状況などを記載した報告書を作成・提出し、事業所における省エネ対策の推進を促す制度

** 資本金の額が1億円以下の法人、個人事業者等

◆ 対象設備

次の要件を満たすものが対象となります。

○ 温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得したもの

- 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定するもの***

*** 「環境局が導入推奨機器として指定するもの」

環境局は、都内中小規模事業所の温暖化対策推進のため、要綱に定める指定基準を満たす下記の省エネ設備等を、導入推奨機器として指定する予定です。

- ・ 空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機）
- ・ 照明設備（蛍光灯照明器具）
- ・ 小型ボイラー設備（小型ボイラー類）
- ・ 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム）

◆ 減免額

設備の取得価額の2分の1（上限1千万円）を取得年度の税額から減免します。（ただし、当期税額の2分の1を限度）

※ 減免しきれなかった額は、翌年度税額からも減免可

◆ 対象期間

以下の期間における設備の取得が対象となります。

（法人）

平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度

（個人）

平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間

◆ その他

要綱はこちら

[中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱](#)

2 次世代自動車の導入促進税制 (自動車税・自動車取得税の免除)

◆ 目的

環境負荷の小さい次世代自動車の取得・保有を税制面から支援します。

◆ 対象車

- ① 電気自動車
- ② プラグインハイブリッド自動車

※ ただし、平成 21 年度から 25 年度の間には新車新規登録されたものに限る

◆ 免除額

(自動車税)

新車新規登録を受けた年度
及び翌年度から 5 年度分 **全額を免除**

(自動車取得税)

平成 21 年度から 25 年度の間取得 **全額を免除**

【問い合わせ先】

- ◆ <東京版> 環境減税について
主税局税制部税制調査課 直通電話 03 (5388) 2909、2989
 - ◆ 省エネ設備等に係る導入推奨機器に関すること
環境局都市地球環境部計画調整課 直通電話 03 (5388) 3443
- 〔ただし、ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー設備の指定基準については、〕
環境局環境改善部大気保全課 直通電話 03 (5388) 3493